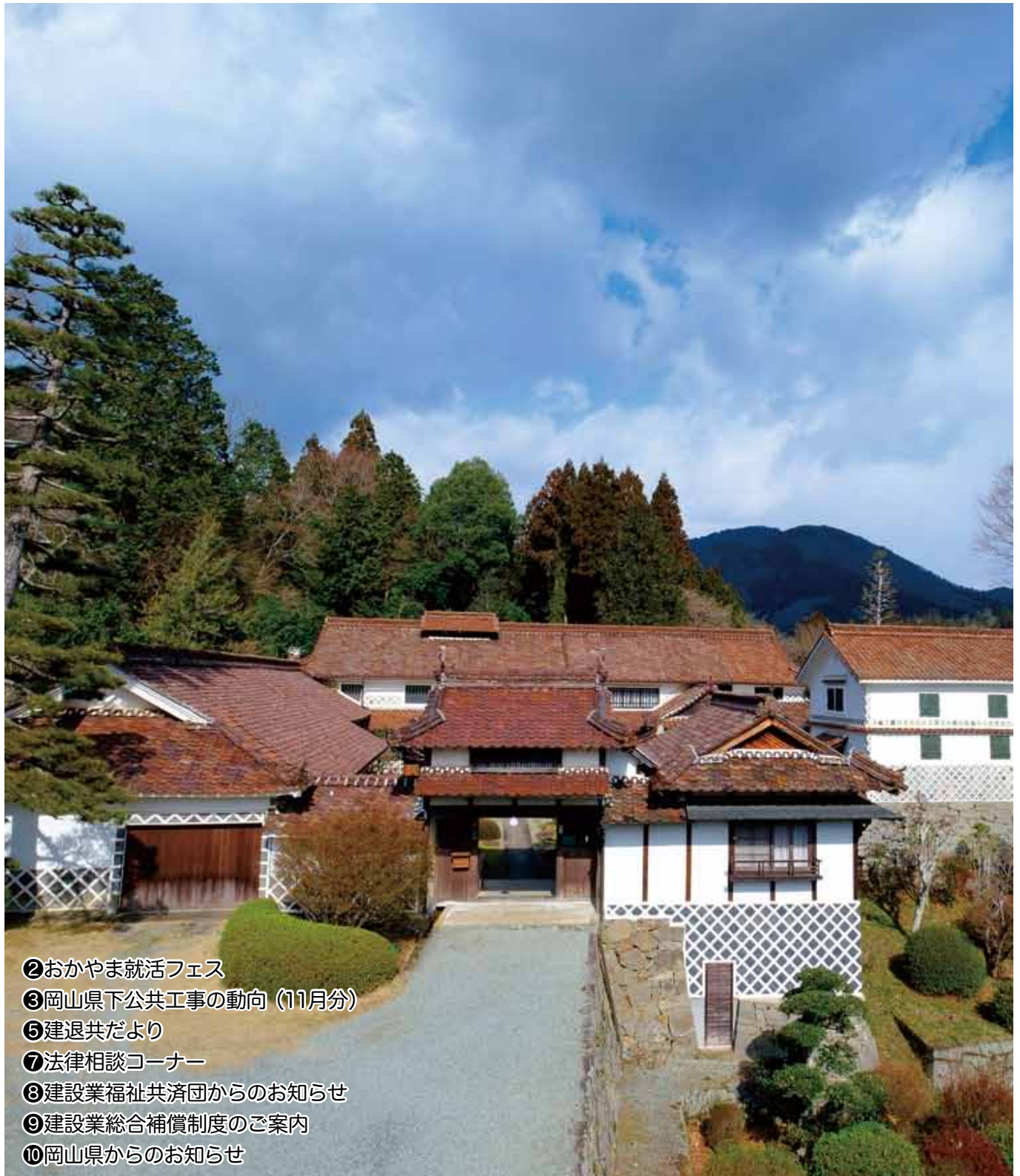


Okakenkyo News Letter

2023
12月
844号

岡山県建設業協会 会報



- ②おかやま就活フェス
- ③岡山県下公共工事の動向（11月分）
- ⑤建退共だより
- ⑦法律相談コーナー
- ⑧建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑨建設業総合補償制度のご案内
- ⑩岡山県からのお知らせ

西江邸[高梁市]（提供：岡山県観光連盟）

おかやま就活フェス

新規学卒者等合同就職面接会

来春卒業予定の大学生などを対象とした岡山県や岡山労働局等主催による新規学卒者等合同就職面接会が11月22日（水）にジップアリーナ岡山で開催されました。

会場には約160社の企業が参加し、学生など求職者による就職情報収集や個人面談、職業相談などが活発に行われました。

当協会も、県土木部と合同で建設業相談コーナーを設け建設業をPRする資料の配付などを行いました。



岡山県下公共工事の動向 〈11月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

I. 全般の状況（令和5年11月）

区 分	当 月		累 計	
	件 数	請 負 金 額	件 数	請 負 金 額
令和5年度	343件	102億円	2,916件	1,599億円
増 減 率	2.1%	4.9%	2.9%	22.8%
令和4年度	336件	98億円	2,834件	1,302億円
令和3年度	392件	109億円	3,006件	1,326億円
令和2年度	404件	103億円	3,075件	1,359億円

【1】当月の状況

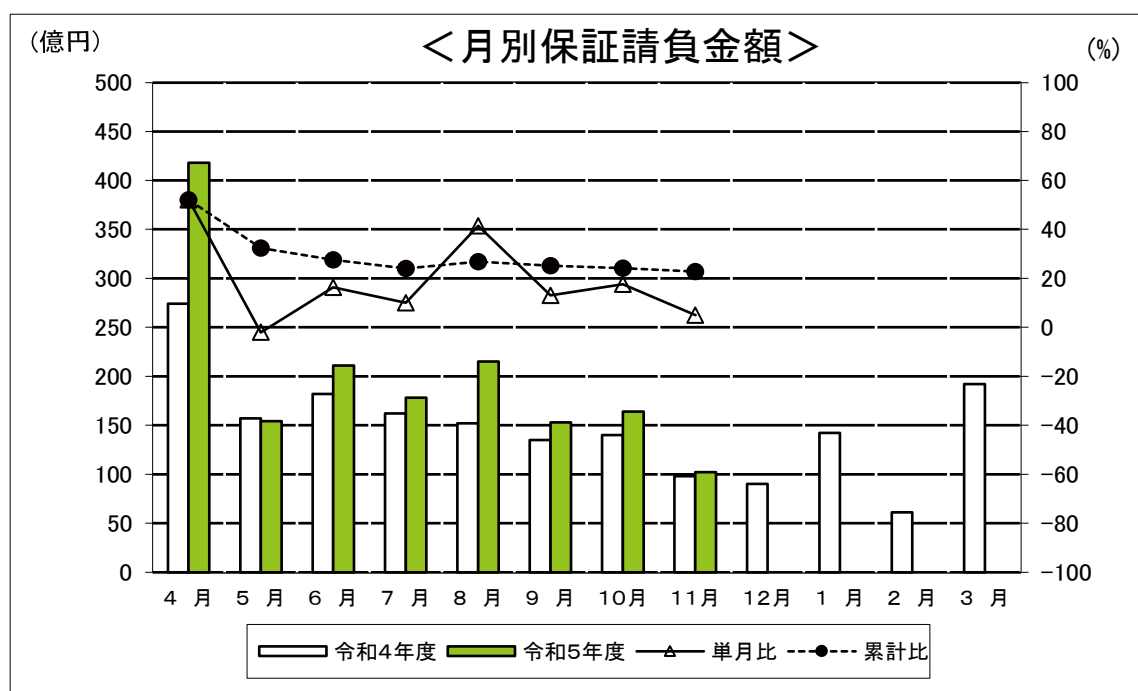
11月の岡山県下公共工事動向を当社の前払金保証取扱からみると、件数は前年同月比で2.1%増の343件、請負金額は4.9%増の102億円となった。

発注者別の請負金額でみると、「独立行政法人等」で97.8%減となったものの、「国」で35.3%増、「県」で12.2%増、「市町村」で4.3%増、「その他の公共的団体」で91.6%増となった。

【2】累計(令和5年4月～令和5年11月)

11月末累計では、件数は前年同月比で2.9%増の2,916件、請負金額は22.8%増の1,599億円となった。

発注者別の請負金額でみると、「独立行政法人等」で38.4%減、「その他の公共的団体」で1.6%減となったものの、「国」で11.2%増、「県」で14.5%増、「市町村」で50.6%増となった。

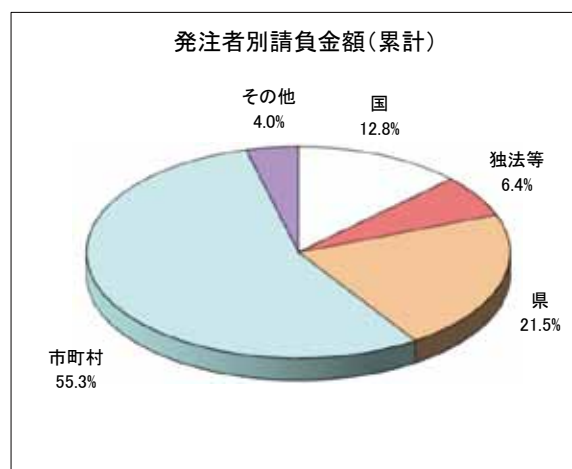
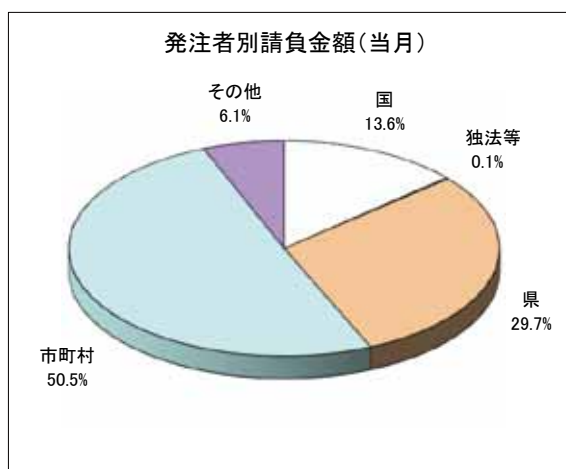


【参 考】 令和4年度より、国土交通省等で電子証書による前払金請求の受付が始まりました。
11月:6件、令和5年度累計:101件(令和4年度累計:95件)

Ⅱ. 発注者別状況(件数・請負金額前年同月比)

金額単位／百万円

区分 発注者	当 月		増減率(%)		累 計		増減率(%)	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	7	1,399	0.0	35.3	134	20,484	8.1	11.2
独法等	1	16	▲ 75.0	▲ 97.8	45	10,254	▲ 16.7	▲ 38.4
県	119	3,055	▲ 0.8	12.2	1,105	34,377	▲ 1.3	14.5
市町村	212	5,195	4.4	4.3	1,597	88,465	6.6	50.6
その他	4	625	100.0	91.6	35	6,358	▲ 7.9	▲ 1.6
合 計	343	10,293	2.1	4.9	2,916	159,939	2.9	22.8



Ⅲ. 地区別状況(請負金額前年同月比・構成比)

金額単位／百万円

区分 地区	当 月			累 計		
	請負金額	増減率(%)	構成比	請負金額	増減率(%)	構成比
岡山地区	3,826	14.7	37.2%	54,253	14.8	33.9%
東備地区	229	▲ 66.3	2.2%	4,215	▲ 22.7	2.6%
倉敷地区	1,304	▲ 24.7	12.7%	47,531	52.4	29.7%
井笠地区	2,110	151.8	20.5%	15,542	1.2	9.7%
高梁地区	506	168.4	4.9%	4,020	100.6	2.5%
新見地区	716	36.5	7.0%	5,058	21.1	3.2%
真庭地区	261	▲ 9.3	2.5%	10,346	56.1	6.5%
津山地区	745	▲ 56.8	7.2%	10,905	8.4	6.8%
勝英地区	592	19.6	5.8%	8,064	▲ 1.4	5.1%
合 計	10,293	4.9	100.0%	159,939	22.8	100.0%

建退共

建設事業主のみなさま

電子申請で掛金納付をもっと便利に！ **電子申請方式の** **8つのメリット**

1

金融機関窓口で共済証紙を購入する必要はありません！

社内のPCから建退共の電子申請専用サイト(専用サイト)にログインの上、共済証紙に代わる「退職金ポイント」を購入できます。 ※1

2

共済手帳への証紙貼付・消印や下請への現物交付が不要です！

自社及び下請労働者の就労日数を専用サイトに登録することで、事前に購入した退職金ポイントから掛金が充当されます。
専用サイト上で全て(自社・下請)の掛金納付が可能です！ ※2

3

共済証紙受払簿の作成や在庫管理が不要です！

専用サイトで退職金ポイント購入額や掛金充当額が自動管理され、社内のPCで確認できます。

4

共済手帳の新規申込がオンラインで申請できます！

共済手帳の新規申込を専用サイトで申請することができます。
その他共済手帳や共済契約者証の紛失による再交付も申請可能です。
今後、オンライン申請ができる手続きを拡充する予定です。

(裏面につづく)

5

加入・履行証明願の作成が負担軽減されます！

専用サイトから「建設業退職金共済掛金納付・充当状況証明書」をダウンロードすることにより決算期間内の掛金納付状況が確認できます。「加入・履行証明願」への転記が可能です。

6

公共工事における工事関係書類の電子化に対応しています！

国土交通省から各地方整備局等への通達により、建退共の掛金収納書も電子化に対応しています。 ※3

7

発注機関等への提出・提示書類が軽減されます！

発注機関等による建退共制度の履行確認時において、共済証紙にかかる様式等の提出・提示が不要です。(工事別共済証紙受払簿・共済証紙貼付状況報告書等)

8

公共工事における各種書類の保存に便利です！

公共工事における書類は、掛金充当状況の確認のため、工事完成後1年間保存することとされています。
電子データでの保存が可能なため、ペーパーレス化が図れます。

※1 退職金ポイントは  または口座振替で購入できます。お手元の共済証紙は退職金ポイントに交換できます。

※2 電子申請専用サイトに登録する工事情報や就労実績データは「就労実績報告作成ツール」を使って作成します。



CCUS の就業履歴を活用することによりさらに効率化が図れます。

※3 国技建管第26号「工事関係書類の標準様式」の改定について(令和3年3月31日付)

電子申請専用サイトの
お試し体験ができます！

建退共電子申請専用サイト体験版はこちら



電子申請方式について

電子申請方式全般の詳細はこちら



電子申請方式システム操作方法についての
お問い合わせ先(専用コールセンター)

TEL.0120-006-175

受付は土・日・祝日を除く平日9:00~17:00 (2023.08.50,000)

第162回 会社の設備が損害を与えた場合について

●相談内容●

当社において、擁壁が崩れたことで通行人に当たってしまうという事故がありました。
この際に当社が負うべき責任はどのようなものがあるのでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

施設の不備によって損害を与えた場合の扱い

人のミスによって第三者にけがをさせてしまった場合、その人が損害を賠償する義務を負うこととなります。では、「物のミス」で第三者にけがをさせてしまった場合に、損害賠償の問題となります。これを民法上、工作物責任と言います。

物の責任が発生するためには、「土地の工作物」の「設置又は保存に瑕疵（≒ミス）」があることが要件となります。

「土地の工作物」とは土地に接合している人工的な作業を加えた物を意味します。裁判例上、高圧線、擁壁、イベント会場でのテント、建物内の機械設備など、この要件は広範に認められています。

「設置又は保存に瑕疵」とは物が通常有すべき安全性を欠いていることを意味します。そのため天災等の、予測が不可能な出来事についてまで対応する必要性はありません。

過失相殺と裁判例での判断

上記のと通りの「瑕疵」がある場合には、物の占有者、占有者が十分な注意をしている場合には所有者が責任を負うことになるため、占有者かつ所有者となる会社は無過失で責任を負うことになります。

一方、被害者の側に過失がある場合には、過失相殺の問題となり、被害者の過失に応じて責任が低減されることになります。

そして賠償すべき金額は、通常の損害賠償の場合と同様に、被害者が負担した治療費、入院費、休業損害、後遺障害逸失利益など、今回の事故によって発生したものが対象となります。

事故が発生する場合に備えて

上記のことから事故が発生しないように予防すべきですが、万が一事故が発生した場合についてのことも考えておかなければなりません。

特に建設業ではさまざまな設備等を使用することが多いために工作物責任のリスクが高く、事故が発生した場合、賠償額はかなりのものになってしまうおそれがあります。そのような場合に備えて保険に加入しておくべきでしょう。

そして、実際に事故が発生した際にはそもそも賠償義務を負うか、賠償金額がいくらか、判断は難しいところです。このことから、もし、事故が発生した場合には、被害の大小にかかわらず早めに専門家に相談をした方がよいと考えます。

建設共済保険事業に加え「育英奨学事業」も実施！ 返済不要の奨学金制度です！

☆本奨学金制度は、業務災害または通勤災害により、死亡、障害 1～3 級、傷病 1～3 級に該当し、建設共済保険の保険金支払い対象となった被災者の子に対して給付されるもので、保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

☆共済団の奨学金制度は他の奨学金制度とも併用可能であり、「社会有用の人材育成を通じ建設業の発展に資すること」を目的として昭和 60 年から実施しており、令和 5 年 3 月末日現在で奨学生の延べ人数は 8,949 人、累計給付額は 17 億 6,793 万円となっています。

◎給付額は以下の通りです

要保育児	月額 12,000円	年額 144,000円
小学生	月額 12,000円	年額 144,000円
中学生	月額 16,000円	年額 192,000円
高校生	月額 18,000円	年額 216,000円
大学生等	月額 39,000円	年額 468,000円



＜法定外労災補償制度＞

建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

—死亡、障害 1～7 級、傷病 1～3 級を補償—

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和 45 年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成 25 年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。

【建設共済保険の特長】

- | | |
|--------------------------|--------------------------------|
| ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い | ⑤元請・下請を問わず無記名で補償 |
| ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償 | ⑥代表者(保険契約者)も補償(従業員 300 人以下の場合) |
| ③契約者割戻金制度で掛金負担が軽減 | ⑦経営事項審査において 15 点の加点 |
| ④同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし | |

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ 0120-913-931

その他のお問い合わせ 03-3591-8451

URL:<https://www.kyousaidan.or.jp/>



取扱機関

一般社団法人 岡山県建設業協会

Tel 086-225-4131

建設共済保険

検索

低廉な掛け金で工事に起因するリスクを年間包括補償いたします！

建設業総合補償制度のご案内

◆◆ 毎月中途加入も可能です！！ ◆◆

補償制度の特徴

①会員専用の補償制度で保険料が割安
会員向けに開発した補償制度であり
団体のスケールメリットにより
個別加入と比較して低廉な保険料

割安

②年間包括契約方式で加入手続きが簡単
保険期間内の工事全てが補償の対象となり
保険の加入を忘れる心配がありません
(※保険期間の途中からでも加入できます)

簡単

③無料法律相談
補償制度加入者限定のサービスとして
建設業界専門の弁護士による
無料法律相談が受けられます

安心
サポート

④自社所有建機等もカバー
工事補償のオプションとして
自社所有の建機のカバーが可能！！

幅広い

事故に備えて賠償や工事復旧の資力を確保しておくことは、スムーズな事故解決、円滑な工事の遂行のために欠かせません。本補償制度によりリスクを管理しておけば、万が一事故や災害が起きた時でも、その影響を小さくすることができます。この機会にご加入をご検討ください。※詳細は「令和5年度版 建設業総合補償制度パンフレット」をご覧ください。



●お問い合わせ先 一般社団法人岡山県建設業協会
086-225-4133

この補償制度は「第三者賠償補償」、「工事補償（土木工事・建築工事・組立工事）」、「独自の見舞金制度」から成り立っています。一般社団法人岡山県建設業協会を保険契約者とする請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有（管理）者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険の団体契約と、土木工事保険、建設工事保険、組立保険の団体契約、労災見舞金・災害見舞金の見舞金制度に基づくものです。

●保険部分のお問い合わせ先および引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
岡山支店 岡山第一支社 岡山市北区幸町 8-22
086-225-0835

●制度幹事代理店
株式会社建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12
03-5408-1909

(岡山県からのお知らせ)

おかやまマラソン2023

おかやまマラソン2023は終了しました。心よりお礼申し上げます。

ランナーの皆様、ボランティアの皆様、沿道応援の皆様、会場にお越しいただいた皆様、大会運営にご尽力いただいた皆様、長時間の交通規制にご理解ご協力いただいた皆様、ご協賛ご協力をいただいた企業・団体の皆様など、すべての皆様に心よりお礼申し上げます。

おかやまマラソンは、今後も皆様が元気になれる大会になるよう改善を重ねてまいりますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

次回大会は、2024年11月10日（日）開催予定です。



年末・年始の 交通事故防止県民運動

運動期間

令和5年12/1(金)

令和6年1/8(月)

STOP!!



【スローガン】

新年へ
無事故のタスキ
つなごうよ



運動重点

- 重点1 飲酒運転の根絶
- 重点2 夕暮れ時・夜間等における交通事故防止
- 重点3 高齢者の交通事故防止
- 重点4 信号機のない横断歩道における歩行者優先等の徹底
- 重点5 道路状況に応じたスピードダウンの励行
- 重点6 運転中のスマートフォン等使用禁止の徹底

岡山県・岡山県交通安全対策協議会

年末・年始の 交通事故防止県民運動 6つの重点まとめ



重点1 飲酒運転の根絶

◆飲酒運転は、4(し)ない、3(さ)せない! みんなで飲酒運転を防ぎましょう。

し
4ない

- ①酒を飲んだら運転しない。
- ②運転するなら酒は飲まない。
- ③酒を飲んだ人の車には同乗しない。
- ④使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしない。

さ
3せない

- ①酒を飲んだ人には、車を運転させない。
- ②酒を飲んだ人には、車を貸さない。
- ③運転する人には、酒はすすめない。

- ◆「ハンドルキーパー運動」を実践しましょう。
- ◆自転車でも飲酒運転。二日酔いでも飲酒運転。お酒を飲んだ後のことも考えましょう。



重点2 夕暮れ時・夜間等における 交通事故防止

- ◆自転車や自動車は、午後4時からライトをつけましょう。
- ◆対向車や先行車がないときは、自動車のライトはハイビームにして、状況に応じてこまめに切替えましょう。
- ◆歩行者や自転車は、明るい目立つ色の服装で、夜光反射材やLEDライトを身につけましょう。



重点3 高齢者の交通事故防止

- ◆高齢者交通安全5則
まつ(次の安全を待つ)
みる(周囲の状況を見る)
むりせず止まる(交差点などでは無理せず止まる)
め立つ(夜光反射材を着用して目立つ)
もっと知る(自分の身体機能の変化をもっと知る)

- ◆道路を歩くときは次のことを守りましょう。
- 横断歩道を利用し、信号を守りましょう。
- 横断中も左右の安全確認をしましょう。
- 斜め横断、車両の直前直後の横断、横断禁止場所の横断はやめましょう。
- 片側2車線以上の多重車線では、必ず信号機のある横断歩道を利用しましょう。



重点4 信号機のない 横断歩道における 歩行者優先等の徹底

- ◆運転者は次のことを守りましょう。
- 横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいるときは、自動車は一時停止しなければなりません。
- 道路標識や予告標示(ダイヤモンド)に注目して走行しましょう。
- ◆歩行者は次のことを守りましょう。
- 横断歩道を利用し、信号を守りましょう。
- 自動車にアイコンタクトを送る、手を上げるなど、渡ろうとする気持ちを明確に伝えましょう。



県警YouTube動画

重点5 道路状況に応じた スピードダウンの励行

- ◆スピードを落とすことで、事故を未然に防ぎ、事故に遭ったときの被害を軽減することができます。
- ◆危険が発生した場合でも、安全に停止できるよう、道路状況に応じた速度で運転しましょう。
- ◆カーブの手前では、十分に速度を落としましょう。



重点6 運転中のスマートフォン等 使用禁止の徹底

- ◆運転中にスマートフォンや携帯電話を手に持ち通話や画面注視といった「ながら」運転をしてはいけません。
- ◆「ながら」運転は重大な事故の原因となるためやめましょう。



県警YouTube動画

令和5年度北方領土に関する標語・キャッチコピー 入選作品の発表について

独立行政法人北方領土問題対策協会
(令和5年11月6日決定)

全国の皆様から8,765作品のご応募をいただき、11月6日(月)に開催しました選考会において選考した結果、以下のように決定しましたので、お知らせいたします。
たくさんのご応募ありがとうございました。

最優秀賞

しま^し四島^ま想い 心に点す 返還の火
小 川 昭 二 (東京都大田区)

優秀賞

国民で 一致団結 しま^し四島^ま返還
新 井 莉 乃 (群馬県安中市)

届けよう 島への思い 我らの声で
中 鉢 陽 斗 (山形県新庄市)

終止符を 打とう今こそ 返還を
夏 山 詳 治 (滋賀県東近江市)

外交の 背中を後押し 民の声
幸 田 哲 (福岡県柳川市)

佳作

返還へ 皆の思いで 変える今
松 元 柚 愛 (愛知県清須市)

僕達の 大切な土地 かえしてよ
梶 谷 音 於 (岡山県岡山市)

一に知り 二に声を挙げ 三に返還
坂 本 愛 奈 (栃木県宇都宮市)

しま^し四島^まを見て 笑顔になる日 願っている
浜 谷 愛 花 (北海道帯広市)

返還へ 押しと粘りの 二刀流
柴 田 紀 子 (愛知県長久手市)

- 5.11. 7 中国地方整備局長との意見交換（広島）
- 5.11. 8 暴力追放・銃器根絶運動推進県民大会
- 5.11. 8 中国地方生産性向上研究会（WEB）
- 5.11.15 正副会長会
- 5.11.15 令和6年度建設関係予算確保等の陳情（自民党県議団）
- 5.11.17 全建 全国会長会議（東京）
- 5.11.22 岡山県建築住宅センター(株) 取締役会
- 5.11.28 西日本建設業保証(株) 取締役会（大阪）

とれたて おかやま いただきます！



進めよう！
地産地消
おかやま

発行 **一般社団法人 岡山県建設業協会**

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp